

箕面市テニス協会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本協会は、箕面市テニス協会と称する。

第2条 本協会の事務所は、箕面市テニス協会理事長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本協会はテニス活動を通じて会員相互の親睦を深め、市民の体力の向上とスポーツマン精神の涵養をはかり、併せて箕面市のスポーツ振興と発展に寄与する。

第4条 本協会は前条の目的を達成する為に、次の事業を行なう。

- 1 協会内の大会、練習会、講習会、研究会等の各種行事。
- 2 箕面市内における各種大会の主催、主管、後援、協賛等。
- 3 箕面市外の各種大会への参加及び協賛。
- 4 テニスの普及、発展、指導及び育成のための活動。
- 5 その他、本協会の目標達成に必要な事業。

第3章 会員資格、組織及び加盟団体

第5条 箕面市体育連盟の規約に準拠する。

- 1 協会の資格は箕面市内に居住している（在住）か、箕面市内にある企業、団体等に勤務している（在勤）こととする。例外については、その都度役員会に諮り決定する。
- 2 本協会は箕面市におけるテニス愛好団体であり、理事会において承認した団体（以下「加盟団体」）によって構成する。

第6条 加盟団体は別に定めるところにより加盟金を納入しなければならない。

第7条 加盟団体がその都合により本協会を脱退するときは、その理由を付して会長に脱退届を提出しなければならない。

第8条 会長は加盟団体が加盟金を納入しないとき、または加盟団体として不相当と認めるに至ったときは理事会の承認を経て加盟を取り消すことができる。

第4章 役員

第9条 本協会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	2名
理事長	1名	副理事長	2名
会計	2名	書記	1名
監事	2名	参事	若干名
理事	各加盟団体1名		

第10条 本協会に次の専門部を設ける。

運営、イベント広報、育成の専門部を設け、各部に部長を置き、役員会がこれら専門部の統括責任を分担する。

第11条 役員を選出は次の通りとする。

- 1 会長、副会長、理事長、副理事長、書記、会計、監事、参事は、それぞれ理事会で推薦し、総会の承認を経て選任する。
- 2 理事は各加盟団体より1名選出する。
- 3 理事が協会役員に選任されたときは、その加盟団体からこれに代わる理事を推薦することができる。

第12条 会長は本協会を代表し、会務を統括する。

第13条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第14条 理事長は本協会の常務を主宰し、その他の業務を執行すると共に、箕面市体育連盟理事、北大阪テニス協会理事、大阪府テニス協会評議員を兼務する。

- 第15条 副理事長は理事長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- 第16条 書記は主として会議の議事録を作成し保管する。
- 第17条 会計は本協会の会計業務を執行する。
- 第18条 監事は本協会の会計業務を監査する。
- 第19条 参事は本協会と箕面市体育連盟の連携に参加する。
- 第20条 理事は各加盟団体の代表権を有し、本協会の業務を執行する。
- 第21条 本協会に顧問及び相談役若干名を置く事が出来る。
- 1 顧問は本協会功労者等から役員会の推薦した者について会長が委嘱し、会長及び役員会の諮問に応じる。
 - 2 相談役は役員会の推薦により会長が委嘱し、協会活動に関し会長及び役員会の相談に応じる。
 - 3 顧問、相談役の任期は1年とし年度毎に会長が委嘱する。
- 第22条 会長、副会長、理事長、副理事長、書記、会計、監事、及び参事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第23条 理事の任期は1年とし、再任を妨げない。但し任期中に理事が交代する場合、後任理事の任期は前任理事の残任期間とする。
- 第24条 専門部長の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

- 第25条 本協会の会議は総会、役員会及び理事会とし、いずれも原則として会長がこれを召集する。
- 第26条 総会は代議員で構成し、年1回以上開催する。
代議員は50名以上の加盟団体は5名、50名未満の加盟団体は3名とし、欠席の場合は委任状をもって出席に代えることが出来る。
- 第27条 総会においては次の事項を審議決定する。
- 1 事業計画及び収支予算。
 - 2 事業報告及び収支報告。
 - 3 規約の改廃等、その他重要事項で会長が必要と認めた事案。
- 第28条 役員会は会長、副会長、理事長、副理事長、書記、会計で構成し、本協会の常務及びその他の業務を執行する。
- 第29条 理事会は役員、理事で構成し、本協会の業務を執行する。
- 第30条 会長は役員会、理事会開催に際し必要と認めた協会員を召集することが出来る。
- 第31条 監事、参事は理事会に出席し意見を述べることが出来る。
- 第32条 監事は会計業務監査に関し必要と認める場合、理事会の召集を要請することが出来る。
- 第33条 会議における議決権は各会議の構成員が有する。
- 第34条 会議は構成員の三分の二の出席によって成立し、出席構成員の過半数により議決する。

第6章 会計

- 第35条 本協会の運営経費は、次の収入をもって充てる。
- 1 加盟金 加盟団体構成員1名に対し、年額2千円
 - 2 寄付金
 - 3 補助金及び雑収入
 - 4 臨時加盟団体の加盟金は、年額1万円とする。
- 第36条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 慶弔

- 第37条
- 1 協会員が死亡した場合、弔慰金として1万円を供し、会長名で弔電を送る。
 - 2 その他の慶弔については、会長がこれを判断する。

第8章 附則

- 1 本規約施行に必要な細則は協会運営規定として別段定める。
- 2 別段定めのない事項は理事会議決を経てこれを処理する。
- 3 本規約は昭和55年4月1日より施行する。
- 4 改訂規約は平成7年4月1日より施行する。
- 5 改訂規約は平成11年4月1日より施行する。
- 6 改訂規約は平成17年4月1日より施行する。
- 7 改訂規約は平成22年4月1日より施行する。
- 8 改定規約は平成25年4月1日より施行する。